

報 告 第 2 1 号

平成28年度新居浜市継続費精算報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、平成28年度新居浜市一般会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石川 勝 行

平成28年度 新居浜市一般会計継続費精算報告書

(一 般 会 計)

(単位:円)

款	項	事業名	全 体 計 画							実 績					比 較						
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳				支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳						
					特 定 財 源					特 定 財 源					特 定 財 源						
					国庫支出金	県支出金	地方債	その他		一般財源	国庫支出金	県支出金	地方債		その他	一般財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
2	1 総務管理費	端出場水力発電所公開活用費	27	20,684,000	10,342,000	-	-	10,342,000	-	19,983,580	9,991,000	-	-	9,992,580	-	700,420	351,000	-	-	349,420	-
			28	8,509,000	4,254,000	-	-	4,255,000	-	8,131,260	4,065,000	-	-	4,066,260	-	377,740	189,000	-	-	188,740	-
			計	29,193,000	14,596,000	-	-	14,597,000	-	28,114,840	14,056,000	-	-	14,058,840	-	1,078,160	540,000	-	-	538,160	-
8	2 道路橋りょう費	角野船木線改良事業	27	35,100,000	19,305,000	-	14,200,000	-	1,595,000	15,600,000	8,580,000	-	6,300,000	-	720,000	19,500,000	10,725,000	-	7,900,000	-	875,000
			28	217,900,000	119,845,000	-	88,200,000	-	9,855,000	212,860,000	117,073,000	-	86,200,000	-	9,587,000	5,040,000	2,772,000	-	2,000,000	-	268,000
			計	253,000,000	139,150,000	-	102,400,000	-	11,450,000	228,460,000	125,653,000	-	92,500,000	-	10,307,000	24,540,000	13,497,000	-	9,900,000	-	440,000
9	1 消防費	防災拠点施設建設事業	27	204,634,000	-	-	148,600,000	-	56,034,000	59,400,000	-	-	21,000,000	-	38,400,000	145,234,000	-	-	127,600,000	-	17,634,000
			28	-	-	-	-	-	-	138,780,000	-	-	42,600,000	-	96,180,000	△ 138,780,000	-	-	△ 42,600,000	-	△ 96,180,000
			計	204,634,000	-	-	148,600,000	-	56,034,000	198,180,000	-	-	63,600,000	-	134,580,000	6,454,000	-	-	85,000,000	-	△ 78,546,000

参照条文

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（継続費）

第145条（省略）

2 普通地方公共団体の長は、継続費に係る継続年度（継続費に係る歳出予算の金額のうち法第220条第3項ただし書の規定により翌年度に繰り越したものがあつた場合には、その繰り越された年度）が終了したときは、継続費精算報告書を調製し、地方自治法第233条第5項の書類の提出と併せてこれを議会に報告しなければならない。

3 （省略）

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（決算）

第233条（省略）

2～4（省略）

5 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するにあつては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない。

6 （省略）